

岐阜県公報

号外(一) 令和七年十一月十五日

目 次

公安委員会規則

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に

を活用した行政の推進等に関する規則

岐阜県道路交通規則の一部を改正する規則

公安委員会規則

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に

を活用した行政の推進等に関する規則第三条第一項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する要綱

警 察 告 示

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に

を活用した行政の推進等に関する規則第三条第三項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する要綱

(情報技術企画課)

八

(情報技術企画課)

八

(情報技術企画課)
(交通規制課)

三 一
ページ

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に
する規則をここに公布する。

令和七年十一月十五日

岐阜県公安委員会
委員長 林 正子

岐阜県公安委員会規則第十七号

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に
する規則

岐阜県公安委員会等の所管する手續等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に
する規則(令和三年岐阜県公安委員会規則第十一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行
政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年国家公安委員会規則第六号)第十一條

及び岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成十六年岐阜県條
例第九号。以下「情報通信技術活用条例」という。)の規定に基づき、他の法令に特
段の定めがある場合を除くほか、公安委員会等の所管する手續等を、電子情報処理組
織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に關し、必要
な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め
る。

- 一 公安委員会等 岐阜県公安委員会、岐阜県警察本部長及び警察署長をいつ。
- 二 法令 法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則（規程を含む。）をいう。
- 三 電子署名 次に掲げるものをいつ。
- イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百一一号）第一条第一項に規定する電子署名
- ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することとその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものを行ふ。）の官職証明書に基づく電子署名
- 四 電子証明書 申請等をする者又は行政機関等が電子署名を行つたものであることを確認するために用いられる事項がこれらの方に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいつ。
- 五 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第八号及び情報通信技術活用条例第二条第七号に規定する申請等をいつ。
- 六 処分通知等 情報通信技術活用法第三条第九号及び情報通信技術活用条例第二条第八号に規定する処分通知等をいつ。
- 2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術活用法で使用する用語の例による。
- （申請等の手続）
- 第三条 情報通信技術活用法第六条第一項及び情報通信技術活用条例第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて岐阜県公安委員会が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。
- 2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならぬ。
- 3 前項の規定により申請等を行う者は、岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長が定めることにより、当該申請等を書面等により行つとき併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに規定する

- 4 記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。
- 4 前二項の規定により申請等を行う者は、岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長が別に定める場合を除き、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。
- 一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- 二 電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項の認定を受けた者が発行した電子証明書
- 三 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書
- 5 公安委員会等は、第一項の規定により申請等を行う者が、第三項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。
- 6 法令の規定に基づき同一の内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第三項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。
- （申請等に係る署名等に代わる措置）
- 第四条 情報通信技術活用法第六条第四項及び情報通信技術活用条例第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第四項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置その他申請等を行つた者を確認するための措置として岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長が定める措置とする。
- （申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行つことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）
- 第五条 情報通信技術活用法第六条第六項及び情報通信技術活用条例第六条第六項に規定する

- 定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長が認める場合
 - 二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長が認める場合
 - 三 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第三条第一項又は第三項の規定による入力が困難である場合
 - 四 前三号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行つことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合
 - 2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から一週間以内にしなければならない。
（処分通知等の手続）
 - 第六条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第七条第一項及び情報通信技術活用条例第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって岐阜県公安委員会が定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。
 - 2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。
 - 3 前項の場合において、公安委員会等は、岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。
（処分通知等を受ける旨の表示の方式）
- 第七条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書及び情報通信技術活用条例第七条第一項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長が定める措置とする。

- 第八条 情報通信技術活用法第七条第四項及び情報通信技術活用条例第七条第四項に規定する（処分通知等に係る署名等に代わる措置）
- 第九条 情報通信技術活用法第七条第五項及び情報通信技術活用条例第七条第五項に規定する処分通知等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長が認める場合

附 則

- 1 この規則は、公布の日（次項において「施行日」といふ。）から施行する。
- 2 改正後の第五条第一項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

令和七年十一月十五日

岐阜県公安委員会
委員長 林 正子

岐阜県公安委員会規則第十八号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の八第十一項中「廃棄」の下に「（第八項に規定する場合にあつては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「前項」を「第七項」に改め、「当該駐車許可証」の下に「（前項に規定する場合にあつては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 前項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであつて当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

別記第十一号様式の二から別記第十一号様式の四までを次のように改める。

第11号様式の2(第23条の2関係)

運転経歴証明書交付等申請書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

フリガナ			
氏名	生年月日		
住所	電話		
現に有する証明書等	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 運転経歴情報記録個人番号カード <input type="checkbox"/> なし		
交付を希望する証明書等	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 運転経歴情報記録個人番号カード (個人番号カードの効力 <input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 失効)		

備 考	申請窓口	写真添付欄
・性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> センター <input type="checkbox"/> 警察署	

申請取消日等	年 月 日		
運転者区分欄	1 優良	2 一般	3 違反等

現に受けている免許	氏 名															
	旧姓・通称名															
	本 籍															
	住 所															
	生 年 月 日															
	交 付 年 月 日					照会番号										
	免許証の有効期間の末日															
	交付公安委員会	公安委員会														
	免 許 番 号															
	記録公安委員会	公安委員会														
特定免許情報の記録等年月日					免許情報記録の有効期間の末日											
免許情報記録の番号																
免 許 年 月 日	免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二
・ 種 類	二・小・原															
その他の																
第二種免許																
免許の条件																

交付手数料
記録手数料

18892

領収印

第11号様式の3 (第23条の2関係)

運転歴証明書等記載事項変更届



年 月 日

岐阜県公安委員会 様

登録番号

フリガナ		生年月日	
届出者氏名			

旧	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	

太線の枠内の変更する項目と電話番号を記入してください

新	フリガナ	<input type="checkbox"/> 変更なし
	氏 名	<input type="checkbox"/> 変更なし
	住 所	<input type="checkbox"/> 変更なし 岐阜県
	電話番号	

現に受けている運転歴証明書等	氏 名															
	旧姓・通称名															
	住 所															
	生 年 月 日															
	交 付 年 月 日					照会番号										
	交付公安委員会														公安委員会	
	運転歴証明書番号															
	記録公安委員会														公安委員会	
	運転歴情報の記録等年月日							免許情報記録の有効期間の末日								
	運転歴情報記録番号															
免許年月日・種類	免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大二	中二	普二	大特二	け引二
	二・小・原															
	その他															
	第二種免許															

証明する書類

- | | | | |
|---|-----------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 住民票(口本籍略・口コピー) | <input type="checkbox"/> 個人番号カード | <input type="checkbox"/> 在留カード | <input type="checkbox"/> 資格確認書 |
| <input type="checkbox"/> 自治体からの通知書 | <input type="checkbox"/> 公共料金の請求書 | <input type="checkbox"/> 居住証明書 | <input type="checkbox"/> 内容証明郵便 |
| <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 | <input type="checkbox"/> その他() | | |

《備考》 <input type="checkbox"/> 未登録	責任者	点検	受付	登録	登録年月日

第11号様式の4(第23条の2関係)

運転経歴証明書再交付申請書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

フリガナ												
氏名										生年月日		
住所										電話		
再交付を申請する理由	亡失	盜難	焼失	滅失	汚損	破損	条件記載事項変更	写真変更	その他	再力記録	一體化	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	A		
免許証記載事項の変更	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無											

備考	申請窓口	写真添付欄
<ul style="list-style-type: none"> 手続前に有していた運転経歴証明書等 <input type="checkbox"/>運転経歴証明書 <input type="checkbox"/>運転経歴情報記録個人番号カード 紛失等した運転経歴証明書等 <input type="checkbox"/>運転経歴証明書 <input type="checkbox"/>運転経歴情報記録個人番号カード 手続後に希望する保有状況 <input type="checkbox"/>運転経歴証明書のみ <input type="checkbox"/>運転経歴情報記録個人番号カードのみ <input type="checkbox"/>双方 性別 <input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女 	<input type="checkbox"/> センター <input type="checkbox"/> 警察署	

現に受けている運転経歴証明書等	氏名															
	旧姓・通称名															
	住所															
	生年月日															
	交付年月日															
	交付公安委員会	公安委員会														
	運転経歴証明書番号															
	記録公安委員会	公安委員会														
	運転経歴情報の記録等年月日															
	運転経歴情報記録番号															
免許年月日・種類	免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大二	中二	普二	大特二	け引二
	二・小・原															
	その他															
	第二種免許															

交付手数料
記録手数料

18892

領収印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公安委員会告示第十八号

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第三条第一項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する要綱を次のよう定める。

令和七年十一月十五日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第三条第一項等の規定に基づく電子情報処理組織による手續等に関する要綱

第一条 この要綱は、岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和七年岐阜県公安委員会規則第十七号。以下「規則」という。）の施行に關し、必要な事項を定めるものとする。

第二条 規則第二条第一項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等（規則第一条第一項第一号に規定する公安委員会等をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線を用いて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

第三条 規則第三条第三項に基づき申請等を書面等により行つときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スマートフォンその他の画像読み取り装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならぬ。

第四条 規則第三条第四項に規定する岐阜県公安委員会が定める場合は、岐阜県公安委員会が指定する申請等ごとに、岐阜県公安委員会により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ岐阜県公安委員会が指定する措置を講ずる場合とする。

第五条 規則第四条に規定する申請等を行つた者を確認するための措置として岐阜県公安委員会が定める措置は、前条に規定する措置とする。

第六条 規則第五条第一項の場合において、規則第三条第一項及び第三項の規定により申請等を行う者は、書面等（電子情報処理組織を使用する方法により行つことが困難又は著しく不適当と認められる部分に係るものに限る。）を提出しようとするときは、岐阜県公安委員会が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

第七条 規則第六条第一項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同項に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

第八条 規則第七条第一号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する者は、規則第三条第一項に規定する方法によって岐阜県公安委員会に届け出るものとする。

附 則

この要綱は、令和七年十一月十五日から施行する。

警 察 告 示

岐阜県警察告示第四号

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する要綱（令和三年岐阜県警察告示第一号）の全部を次のように改正する。

令和七年十一月十五日

岐阜県警察本部長 三 田 豪 士

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第三条第三項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する要綱

第一条 一)の要綱は、岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和七年岐阜県公安委員会規則第十七号、以下「規則」という。）の施行に關し、必要な事項を定めるものとする。

第二条 規則第三条第三項に基づき申請等を書面等により行つどきに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スマートフォンその他の画像読み取り装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならぬ。

第三条 規則第三条第四項に規定する岐阜県警察本部長が定める場合は、岐阜県警察本部長が指定する申請等ごとに、岐阜県警察本部長により付された識別符号及び暗証番号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ岐阜県警察本部長が指定する措置を講ずる場合とする。

第四条 規則第四条に規定する申請等を行つた者を確認するための措置として岐阜県警察本部長が定める措置は、前条に規定する措置とする。

第五条 規則第五条第一項の場合において、規則第三条第一項及び第三項の規定により申請等を行う者は、書面等（電子情報処理組織を使用する方法により行つ）ことが困難又は著しく不適当と認められる部分に係るものに限る。）を提出しなければならないときは、岐阜県警察本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明瞭かにしてしなければならない。

第六条 規則第七条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する者は、規則第三条第一項に規定する方法によって岐阜県警察本部長又は警察署長に届け出るものとする。

附 則

この要綱は、令和七年十一月十五日から施行する。

令和七年十二月十五日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社